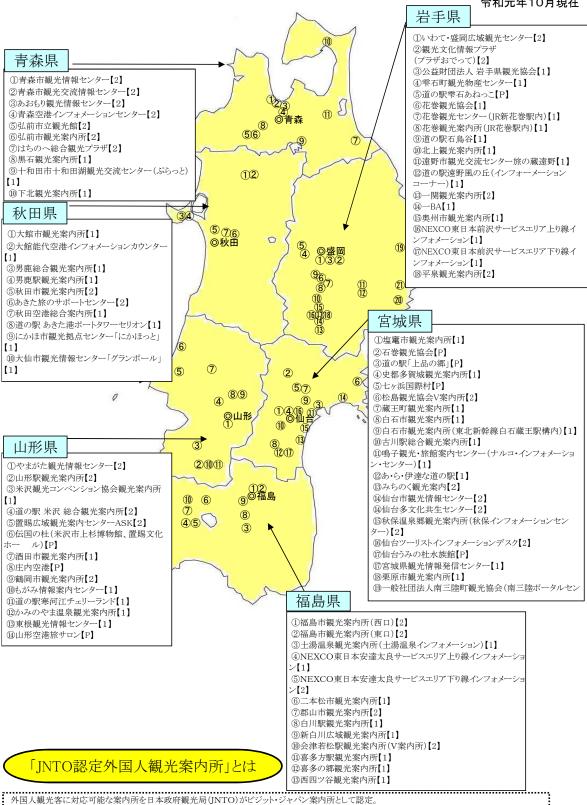
(5)「JNTO認定外国人観光案内所」一覧

観光地域

令和元年10月現在



認定区分と、各区分の主な基準は以下のとおり。

【カテゴリー1】常駐でなくとも何らかの方法で英語対応可能。地域の案内を提供。

【カテゴリー2】少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐。広域の案内を提供。

【カテゴリー3】常時英語による対応が可能。その上で、英語を除く2以上の言語での案内が常時可能な体制がある。全国レベルの観光案内 を提供。原則年中無休。Wi-Fiあり。ゲートウェイや外国人来訪者の多い立地。

【パートナー施設(P)】観光案内を専業としない施設であっても、外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲があり、公平・中立な立場で地域 の案内を提供

。 参考:日本政府観光局(JNTO)「JNTO認定外国人観光案内所」一覧